

あなたの健康を支える

国民健康保険のお知らせ

2億5000万円を保険料率引き下げや減免に充当

安心して医療を受けるための国民健康保険制度。これは、職場の健康保険などに加入していない人を対象にした公的医療保険制度です。

国民健康保険は、医療費など必要と見込まれる費用から、国・県の補助金や市の繰入金などの収入を除いた額（賦課総額）を保険料として被保険者の皆さんに割り振り負担していただいています。このたび、平成20年度の保険料率が決まりましたのでお知らせします。

今年度は一般会計から2億5000万円を国民健康保険特別会計に繰り入れ、保険料率の引き下げに1億5000万円を、減免制度の拡充に1億円をあてるとなりました。

①国民健康保険料率について

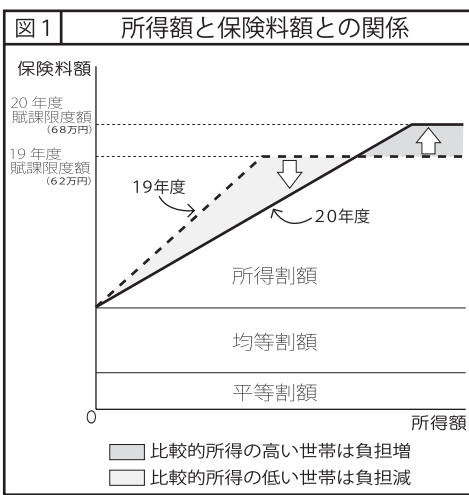
前年度に続き 保険料率を引き下げ

医療費の増加や被保険者数の減少など、国民健康保険を取り巻く状況は厳しいですが、一般会計から1億5000万円を国民健康保険特別会計に繰り入れ、抑制を図りました。

今年度は医療制度改革に伴い、これまで医療給付費として賦課していた保険料を「①医療給付費分」と「②後期高齢者支援金分」に分けて賦課します。これらに「③介護納付金分」を



何か分からないことがありましたら、気軽にお問い合わせください



気軽に相談してください

保険料ご質問コーナー

6月18日～27日に開設

市は、保険料の算定方法などの質問や納付方法の相談のため、次の日程で「国民健康保険ご質問コーナー」を設けます。分からないことは気軽に相談してください。

【日程】6月18日～27日（土・日曜を除く）の午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く）

【会場】市役所本庁舎2階252会議室

- 《問い合わせ先》
- ◆保険料通知書、軽減・減免について
国民健康保険グループ(07998・353117)
 - ◆各種給付等について
国民健康保険グループ(07998・353120)
 - ◆納付について
国保収納グループ(07998・353156)
- ※6月下旬まで、窓口や電話の混雑が予想されます。ご了承ください

あわせてものが今年度の保険料です（③については、40歳～64歳の介護保険第2号被保険者がいる世帯のみに賦課します）。

《保険料の計算方法について》

図2もあわせてご覧ください。

①医療給付費分について：所得割額が平成19年中の基準総所得金額の6.7%（前年度10.0%）、均等割額が被保険者1人につき2万6160円（同3万9920円）、平等割額が1万4800円、平等割額が1万9920円（同2万5800円）になります。

②後期高齢者支援金分について：所得割額が19年中の基準総所得金額の2.1%、均等割額が被保険者1人につき7440円、平等割額が5520円になります。

③介護納付金分について：所得割額が19年中の基準総所得金額の1.9%（前年度1.9%）、均等割額が被保険者1人につき1万1760円（同1万2000円）になります。

※なお、後期高齢者医療制度

への移行で国民健康保険の加入者が1人になった世帯については、保険料のうち、平等割額が半額になります（ただし、世帯構成が変更になった場合は、見直しを行うことがあります）。

《昨年の国民健康保険料率との比較》「医療給付費分および後期高齢者支援金分の合計」では、所得割額が1.2ポイント、均等割額が被保険者1人につき1200円、平等割額が3600円の引き下げになります。また「介護納付金分」では、均等割額が被保険者1人につき2400円の引き下げになります。

賦課限度額を改定

世帯の保険料は所得の多寡により異なりますが、受けられる保険給付などに違いはありません。したがって、受益と負担の公平を図る観点から、一部の高所得層に保険料負担が偏らないよう、国の基準などに基つき保険料の最高限度額（賦課限度額）を設定しています。

保険料通知書は 6月中旬に郵送

新しい保険料率に基づいて決定した20年度の保険料通知書は、6月中旬に郵送します。なお、世帯の所得状況の把握時期によっては、7月以降にあらためて通知書を送る場合もありますのでご了承ください。

図2 平成20年度保険料の計算方法 ()内は19年度の数值

保険料の計算方法は下記のとおりです。

<p>①医療給付費分 限度額 47万円 (53万円)</p> <p>所得割額 平成19年中の基準総所得金額(※3) × 6.7% (10.0%)</p> <p>均等割額 26,160円 × 被保険者数 (34,800円)</p> <p>平等割額 (※2) 19,920円 (25,800円)</p>	+	<p>②後期高齢者支援金分 限度額 12万円 (新設)</p> <p>所得割額 平成19年中の基準総所得金額(※3) × 2.1%</p> <p>均等割額 7,440円 × 被保険者数</p> <p>平等割額 5,520円</p>	+	<p>③介護納付金分(※1) 限度額 9万円 (9万円)</p> <p>所得割額 平成19年中の基準総所得金額(※3) × 1.9% (1.9%)</p> <p>均等割額 11,760円 × 被保険者数 (12,000円)</p> <p>平等割額 なし</p>	=	<p>平成20年度 保険料 限度額 68万円 (62万円)</p>
---	---	---	---	--	---	---------------------------------------

〈※1〉介護納付金分の保険料は、40歳～64歳の介護保険第2号被保険者がいる世帯のみに賦課します

〈※2〉世帯の被保険者が後期高齢者医療制度に移行することによって、国民健康保険の被保険者が1人になる世帯については、平等割額の保険料が半額になります。ただし、世帯構成が変更になった場合は見直しを行うことがあります

〈※3〉基準総所得金額 = 総所得金額等 - 基礎控除(33万円)

■給与所得の場合 基準総所得金額 =	給与収入	-	給与所得控除	-	基礎控除(33万円)
■事業所得の場合 基準総所得金額 =	事業収入	-	必要経費	-	基礎控除(33万円)
■年金所得の場合 基準総所得金額 =	年金収入	-	公的年金控除	-	基礎控除(33万円)